

# 令和8年度ものづくり市場展開加速化業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度ものづくり市場展開加速化業務

## 2 目的

社会経済環境の急速な変化に伴い、市場ニーズが高度化・多様化する中、県内産業が持続的に成長していくためには、県内企業による市場ニーズを的確に捉えた事業構築と付加価値の高い製品・サービスの創出が重要である。

本県には優れた技術を有する企業は多く存在するが、自社が持つ技術の分析・評価や潜在市場の洗い出し、自社技術を活用した新たな用途開発、外部連携先の探索、事業化プロセスの立案など、研究開発で生まれた技術を価値（利益）につなげる「技術マーケティング」に関する知見・ノウハウを有する企業は限定的である。

そこで、本事業では、県内製造業における自社技術の評価とこれを踏まえた新市場の探索、新たな用途開発、必要となる外部連携体制の構築、そして潜在顧客との接点づくりを支援するプログラムを実施することで、新規事業構想や事業企画書の立案を支援し、県内企業の新規市場展開を加速させることを目的とする。

## 3 業務内容

### (1) 支援プログラムの企画・運営等

- 本事業は、以下に記載するアからウまでのプログラムにより構成する。
- 各プログラムについては、技術動向の探索、想定ターゲットの設定、市場の動向・成長性、競争環境などを踏まえ、県内企業が自社の技術によって新たな事業創造につなげ、技術を利益に結び付けることのできるよう、効果的な内容を提案すること。

### ア キックオフセミナー

#### ①目的

- ・ 県内企業に対して、先進的な市場開発事例等を提供し、自社技術を核とする新規市場展開への動機付けを行う。
- ・ 県内製造業を中心に参加企業を広く募り、「技術マーケティング」の事例と実践に基づいた手法の紹介を通じ、その重要性を発信するとともに、事業趣旨及び支援内容を周知し、県内企業の潜在的ニーズの喚起、後述のワークショップ及び個別支援への参加につなげる。

#### ②内容

- ・ 先進的な市場開発事例等の紹介
- ・ 事業趣旨、支援内容、全体スケジュール等の説明
- ・ 本プログラムへの参加促進や新規市場展開への動機付けにつながる効果的な企画を提案すること。

#### ③対象者（企業数）

- ・ 主に県内製造業（50社程度）

#### ④開催場所、開催方法

- ・リアル開催を基本とし、オンライン併用とする。

#### ⑤開催回数

- ・1回

#### ⑥運営

- ・セミナーのテーマの企画立案、資料の作成、当日の進行、講師の対応、オンライン配信環境の整備、アンケート調査等、運営に必要な対応を行うこと。

### イ ワークショップ

#### ①目的

- ・自社技術を基に、想定市場や顧客課題、提供価値等を整理し、新たな市場展開に向けた事業領域の仮説を構築する。

#### ②内容

- ・技術シーズの棚卸、強みの明確化等を行い、その結果を踏まえ、新規事業領域の探索（市場規模・動向、競合分析等の外部分析）及び仮説構築を行う。
- ・個別支援対象企業の選定に向け、参加企業の評価を行い、その結果を整理した資料を作成すること。

#### ③対象者（企業数）

- ・主に県内製造業（20社程度）

#### ④開催場所、開催方法

- ・原則、対面による集合形式とする。

#### ⑤開催回数

- ・効果的な回数を提案すること（2～3回程度を想定）。

#### ⑥運営

- ・ワークショップのプログラム構築、資料の作成、当日の進行、講師の対応、アンケート調査等、運営に必要な対応を行うこと。

### ウ 個別支援

#### ①目的

- ・新規事業展開に向けた仮説に基づき、技術マーケティングの実践を通じて、仮説の検証、自社技術を核とする新規事業構想や事業企画書の立案を行う。

#### ②内容

- ・自社技術の分析・評価、想定市場や潜在顧客の洗い出し、自社技術を活用した新たな用途開発、外部連携先の探索、ビジネスモデルの構築や事業化プロセスの立案など、一貫した伴走支援のプログラムを提案すること。
- ・支援の成果として、新規事業構想の整理や事業企画書の作成等を行うこと。

#### ③対象者（企業数）

- ・原則、ワークショップ参加企業とする（5社程度）。
- ・ワークショップの結果を踏まえ、事業仮説の具体性、市場性、技術の独自性、企業の実行意欲等の観点から総合的に評価し、県と協議の上で選定する。

#### ④支援回数、実施方法

- ・効果的な回数、実施方法を提案すること（1社当たり3～4回程度の面談を想定）。

- ・ 想定顧客の洗い出し及び外部連携先の探索に関しては、候補企業を複数提案し、当該候補企業との接点づくり（意見交換の機会の設定等）を行うなど、新規市場展開につながる効果的な内容を提案すること。

## （２）参加企業の募集・選定

- 県と協議の上、広報用のチラシ（電子データ）を作成すること。チラシには事業目的、支援内容、スケジュール、応募方法等を分かりやすく記載すること。
- 参加企業の募集に当たっては、業界団体・商工団体・金融機関等を通じた周知を行うほか、これら外部機関と連携しながら、受託者のネットワークも活かして参加企業の募集を行くこと。
- ワークショップについては、参加企業の選定方法（募集方法、応募要件、選定基準、選定手続等）を明確にし、提案書に具体的に記載すること。
- 個別支援対象企業については、ワークショップの実施結果等を踏まえ、参加企業の意欲、保有技術や製品の特性、社内推進体制等を踏まえ、県と協議して決定すること。
- 支援対象の企業の募集方法や選定の考え方などを、提案書に記載すること。

## （３）実績報告書の作成

- 本業務の実施内容及び成果について、3（１）に掲げる各取組の実施状況、参加企業の状況、成果及び課題等を取りまとめた実績報告書を作成すること。
- 実績報告書は、紙媒体１部、電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）で県に提出すること。

## ４ その他

### （１）秘密の保持

- ア 本委託事業に関し、県に提出された提案書等は、本委託事業における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- イ 本委託事業に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本委託事業により知り得た業務上の秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

### （２）個人情報の保護

受託者は、本委託事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）等の関係法令を遵守しなければならない。

### （３）再委託の制限

受託者は、委託事業の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの委託事業の内容、再委託先の概要について事前に県と協議し、了解を得なければならない。

### （４）その他

- ア 各事業の詳細は、受託者の提案を踏まえ、県と協議の上、決定すること。
- イ 受託者は、委託事業の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。

- ウ 県は必要に応じて、業務の実施状況について随時実地調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示を行うものとする。
- エ 本事業に関する所有権や著作権は、委託者に帰属し、委託者は、受託者に事前の連絡なく本事業の成果を二次的に利用できるものであること。
- オ 本委託業務の実施に要した経費については、現金出納簿、総勘定元帳等、実際の支払が確認できる書類に基づき事業費を清算すること。
- カ 委託期間終了後5年間は、本委託業務に関する以下の書類を保存すること。
- ・見積書
  - ・発注書
  - ・契約書
  - ・納品書
  - ・請求書
  - ・振込依頼書
  - ・領収書
  - ・現金出納簿
  - ・帳簿、元帳
- キ 県が行う実地検査に協力すること。
- ク 本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。
- ケ 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合は直ちに県担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。